

令和3年度

宮城県デジタル化推進機器整備等補助金

募集案内

ポストコロナに向けては、非対面・非接触などを踏まえた「新たな働き方」への対応が求められています。

宮城県では、中小製造事業者のWeb等を活用した営業やオンライン商談といったデジタルを活用した取引拡大等への取組を支援するため、生産現場のデジタル化の推進に要する経費を補助します。詳細については、応募要領をご確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問い合わせください。

【 補助金の概要 】

1 対象者

■補助金の交付対象となる事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する**中小企業者**又は同条第5項に規定する**小規模企業者**のうち、次の要件を全て満たす事業者

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有すること
- (2) 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点（工場等）を有すること

2 対象事業

■補助金の交付対象事業は次のとおり

- (1) 生産現場（工場等）のデジタル化の推進に必要な機器等の整備
- (2) Web等を活用した営業やオンライン商談等に必要な広告等の導入

【事業例】

- ◆生産現場へのIoT機器や協働ロボット等の導入
- ◆オンライン工場案内等に向けた工場内通信環境整備（通信機器設置）
- ◆受注獲得等に向けた自社ホームページの改修
- ◆オンライン商談等に向けた自社が保有する技術のPR動画作成 など

3 補助率・補助限度額

補助率	※補助限度額
2 / 3	上限 300万円 下限 100万円

※本事業実施には150万円以上の事業費が必要です。

4 対象経費：裏面のとおり

||| 応募期間 |||

令和3年4月26日（月）から令和3年6月30日（水）まで

- ・ 応募期間内に要綱に定める交付申請書と関係書類を提出願います。
- ・ 応募について詳細は、宮城県新産業振興課のホームページ（要綱、応募要領等）でご確認ください。
- ・ **予算の上限に達した場合は、応募期間内でも申請受付を停止する場合があります。**

（裏面あり）

■注意事項

- (1) 提出いただいた申請書類一式について、先着順（書類に不備等があったものを除く）に書類審査により内容等を審査し、随時補助金の交付対象者を決定します。
- (2) 補助事業完了後は、整備した機器や作成したPR動画の活用等における、デジタル化の推進状況や取引等の成果について報告していただきます。
- (3) 本補助金と「宮城県AI・IoT先進技術導入補助金」の両方へ申請することはできません。事業の内容が違う場合でも、どちらか一方のみへの申請となります。

【対象経費】

経費区分	補助対象経費の内容
機器等整備費	生産現場（工場等）のデジタル化の推進に必要な機器等の購入，製作，改良又は据付けに要する経費
	生産現場（工場等）のデジタル化の推進に必要な通信設備等の整備に要する経費
広告等導入費	自社が保有する技術等のPR動画の作成に要する経費 ・技術力や主力製品等のPR動画の作成に要する経費 注）動画等の作成を外注した場合の経費のみ対象とする
	自社ホームページ等の改修に要する経費 ・アクセシビリティ向上等のためのホームページ等の改修に要する経費 注）ホームページ等の改修を外注した場合の経費のみ対象とする
技術指導受入費	整備した機器の操作等に必要な技術指導の受入に要する経費 ・外部からの技術指導に要する経費
その他の経費	生産現場のデジタル化の推進に当たって、特に必要と認められる経費

※補助対象外となる経費等については、応募要領をご確認いただくか、下記担当課までお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞宮城県 経済商工観光部 新産業振興課
担当：高度電子機械産業振興班 TEL 022-211-2715 FAX 022-211-2729
E-mail：shinsank@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>